

消費税法 解答速報

第 72 回税理士試験 消費税法解答速報（令和 4 年 8 月 5 日 現在）

解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。
また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕

問 1（25 点）

(1)

① 特定課税仕入れの意義（2 点）

特定課税仕入れとは、課税仕入れ（※1）のうち特定仕入れ（※2）に該当するものをいう

（※1） 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けることをいい、その他の者が事業としてその資産を譲り渡し、貸し付け、又は役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等（輸出免税取引等を除く。）に該当することとなるものをいう。

（※2） 事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。

② 特定課税仕入れに係る対価の返還等の意義（2 点）

特定課税仕入れに係る対価の返還等とは、値引き、割戻しによる、その特定課税仕入れに係る支払対価の額の全部若しくは一部の返還又はその特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金等の債務の額の全部若しくは一部の減額をいう。

③ 特定課税仕入れに係る支払対価の額（2 点）

特定課税仕入れに係る支払対価の額とは、特定課税仕入れに係る支払対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）をいう。

④ 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除（3 点）

事業者（免税事業者を除く。）が、国内において行った特定課税仕入れにつき、特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額からその課税期間における特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除する。

⑤ 適用要件（3 点）

④の規定は、事業者がその特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、その保存がない部分に係る消費税額については、適用しない。

ただし、災害その他やむを得ない事情によりその保存をすることができなかつたことを証明した場合はこの限りでない。

⑥ 相続、合併又は分割があった場合（3 点）

イ 相続により事業を承継した相続人が被相続人により行われた特定課税仕入れにつき、特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行った特定課税仕入れにつき、特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして④及び⑤を適用する。

ロ イの規定は、合併、分割の場合において準用する。

(2) (10点)

① 価格の表示の義務 (2点)

事業者(免税事業者を除く。)は、不特定多数の者に課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するもの及び輸出免税取引等を除く。)を行う場合(※1)において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、その資産又は役務に係る消費税額等を含めた価格を表示しなければならない。

(※1) 専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。

イ スーパーマーケットのチラシに表示する義務 (2点)

総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合が対象となるため、スーパーマーケットのチラシに表示する価格表示は、総額表示義務の対象となる。

ロ 卸売業者が小売店向けに作成した業務用商品カタログに表示する価格 (2点)

総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合が対象となるため、事業者間取引における価格表示は、総額表示義務の対象にはならない。

ハ 見積書に表示する価格 (2点)

総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合を対象としているため、見積書、契約書、請求書等は総額表示義務の対象にはならない。

ニ 口頭で伝える価格 (2点)

総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合を対象としているため、口頭で伝える価格は、総額表示義務の対象にはならない。

問2 (25点)

(1) (5点)

① インドネシア共和国に所在する工場からの商品を仕入れ

資産の所在場所が国外となるため、国外取引となり課税仕入れとならない。

② 日本国内に持ち込まないで、直接マレーシアの外国法人C社に納品する取引

資産の所在場所が国外となるため、国外取引となり課税対象取引とならない。

③ 船荷証券の譲渡

船荷証券の譲渡は、その船荷証券に表彰されている貨物の譲渡であるから、上記②と同じく国外取引となり課税対象取引とならない。

(2) (5点)

二国で登録されている特許権を内国法人A社が譲渡しているためこの取引は国内取引となり消費税の課税対象取引となる。また、特許権を外国法人D社に譲渡していることから輸出免税の規定が適用され消費税が免除される。

(3) (5点)

外国法人E社は株券を発行しておらず、また、外国法人E社の株式については振替機関等が取り扱うものでもないことから、外国法人E社の株式の譲渡は国外取引となり消費税の課税対象外取引となる。

(4) (5点)

貸付金に係る利息の収受は非課税取引となる。また、貸付金に係る債務者が外国法人G社であることからこの取引は非課税資産の輸出取引等となる。この非課税資産の輸出取引等が輸出取引等に該当するものであることにつき証明がされたときは、その証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして仕入れに係る消費税額の控除の規定を適用する。

(5) (5点)

電子書籍の配信は、その役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものには該当しないため、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当せず、消費者向け電気通信利用役務の提供となる。

また、A社は日本の税務に係る申請手続を行っていないため、この消費者向け電気通信利用役務の提供は、登録国外事業者以外の事業者から受けたものとなる。したがって、仕入れに係る消費税額控除の規定は適用されない。

〔第二問〕

問1 ★ 1点×25箇所=25点

I 各課税期間の納税義務の有無の判定

〔前々課税期間（自令和3年2月1日 至令和3年3月31日）〕

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 基準期間における課税売上高 設立事業年度のため基準期間がない事業年度	
(2) 特定期間における課税売上高 設立事業年度のため特定期間がない事業年度	
(3) 新設法人の納税義務の免除の特例 資本金 9,900,000 < 10,000,000 ∴ 新設法人に該当しない ★	
(4) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	
① 特定要件 乙社 100% > 50% ∴ 該当	
② 乙社課税売上高	
イ 平成30年4月1日～平成31年3月31日	
(a) $(446,744,369 - 14,296,524) \times \frac{100}{108} = 400,414,671$	
(b) $35,969,628 - 35,969,628 \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63} = 33,305,212$	
(c) $\frac{(a)-(b)}{12} \times 12 = 367,109,448 \leq 500,000,000$	
ロ 平成31年4月1日～令和2年3月31日	
(a) $(164,982,342 - 5,436,322) \times \frac{100}{108} + (269,251,693 - 197,932,809 - 8,489,497) \times \frac{100}{110} + 197,932,809 \times \frac{100}{108} = 388,116,539$	
(b) $(11,305,596 - 11,305,596 \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63}) + \{(17,712,832 - 16,545,118) - (17,712,832 - 16,545,118) \times \frac{7.8}{110} \times \frac{100}{78}\} + (16,545,118 - 16,545,118 \times \frac{6.24}{108} \times \frac{80}{62.4}) = 26,849,258$	
(c) $\frac{(a)-(b)}{12} \times 12 = 361,267,272 \leq 500,000,000$	
ハ 令和2年4月1日～令和2年9月30日	
(a) $(244,320,357 - 200,051,572 - 6,975,873) \times \frac{100}{110} + 200,051,572 \times \frac{100}{108} = 219,135,584$	
(b) $\{(15,132,375 - 14,968,231) - (15,132,375 - 14,968,231) \times \frac{7.8}{110} \times \frac{100}{78}\} + (14,968,231 - 14,968,231 \times \frac{6.24}{108} \times \frac{80}{62.4}) = 14,008,697$	
(c) (a)-(b)=205,126,887 ≤ 500,000,000 ∴ 特定新規設立法人に該当しない ∴ 納税義務なし ★	

[前課税期間 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)]

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 基準期間における課税売上高 設立2期目のため基準期間がない事業年度	
(2) 特定期間における課税売上高 前事業年度 2月 ≤ 7月 ∴ 短期事業年度 ∴ 前々事業年度がないため特定期間がない事業年度	
(3) 分割等があった場合の納税義務の免除の特例	
① $(164,982,342 - 5,436,322) \times \frac{100}{108} + (269,251,693 - 197,932,809 - 8,489,497) \times \frac{100}{110}$ $+ 197,932,809 \times \frac{100}{108} = 388,116,539$	
② $(11,305,596 - 11,305,596 \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63}) + \{(17,712,832 - 16,545,118) - (17,712,832 - 16,545,118) \times \frac{7.8}{110} \times \frac{100}{78}\} + (16,545,118 - 16,545,118 \times \frac{6.24}{108} \times \frac{80}{62.4}) = 26,849,258$	
③ $\frac{① - ②}{12} \times 12 = 361,267,272$ $361,267,272 > 10,000,000$	
∴ 令和3年7月1日から令和4年3月31日までの期間について納税義務あり	} (判定) ★

[当課税期間 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)]

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 基準期間における課税売上高 $\frac{326,550 - 25}{2} \times 12 = 1,959,144 \leq 10,000,000$	
(2) 特定期間における課税売上高	
① $(5,355,541 - 1,107,637) + (7,505,812 - 1,148,523 - 1,278,032) \times \frac{100}{110}$ $+ 1,148,523 \times \frac{100}{108} = 9,928,857$	
② $9,247 + (39,269 - 39,269 \times \frac{6.24}{108} \times \frac{80}{62.4}) = 45,609$	
③ $① - ② = 9,883,248 \leq 10,000,000$	
(3) 分割等があった場合の納税義務の免除の特例	
① $\{(244,320,357 + 275,319,504) - (200,051,572 + 225,566,430) - (6,975,873 + 7,827,078)\} \times \frac{100}{110}$ $+ (200,051,572 + 225,566,430) \times \frac{100}{108} = 466,107,931$	

$$\begin{aligned} & \textcircled{2} \quad \{(15,132,375+17,064,166) - (14,968,231+16,902,282)\} - \{(15,132,375+17,064,166) \\ & \quad - (14,968,231+16,902,282)\} \times \frac{7.8}{110} \times \frac{100}{78} + \{(14,968,231+16,902,282) - (14,968,231 \\ & \quad +16,902,282)\} \times \frac{6.24}{108} \times \frac{80}{62.4} \} = 29,806,125 \end{aligned}$$

$$\textcircled{3} \quad \frac{\textcircled{1}-\textcircled{2}}{12} \times 12 = 436,301,796$$

$$436,301,796 > 10,000,000 \quad \star$$

∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

[課税標準額]

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 標準税率	
① 課税資産の譲渡等	
41,283,049 - 146,295 + 266,598 + 391,886 - 340,775 + 25,832,961 + 7,599 + 468,811 = 67,763,834	
$67,763,834 \times \frac{100}{110} = 61,603,485 \quad \star$	
② 特定課税仕入れ	319,264 \star
③ 合計	
① + ② = 61,922,749 → 61,922,000 (千円未満切捨)	
(2) 軽減税率	
4,469,836 - 266,598 + 340,775 + 5,922,290 - 7,599 + 8,680,122 = 19,138,826	
$19,138,826 \times \frac{100}{108} = 17,721,135 \quad \star \rightarrow 17,721,000$ (千円未満切捨)	
(3) 合計	
(1) + (2) = 79,643,000	円
金額	79,643,000

〔課税標準額に対する消費税額〕

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率		
	$61,922,000 \times 7.8\% = 4,829,916$ ★	
(2) 軽減税率		
	$17,721,000 \times 6.24\% = 1,105,790$ ★	
(3) 合計		
	(1)+(2)=5,935,706	
	金額	円
		5,935,706

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

〔課税売上割合〕

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 課税売上高		
①	$61,603,485 + 17,721,135 = 79,324,620$	
②イ	$(11,224 + 12,968) - (11,224 + 12,968) \times \frac{7.8}{110} \times \frac{100}{78} = 21,994$	
ロ	$(16,741 + 60,061) - (16,741 + 60,061) \times \frac{6.24}{108} \times \frac{80}{62.4} = 71,114$	
ハ	イ + ロ = 93,108	
③	① - ② = 79,231,512	
(2) 非課税資産の輸出売上高		
受取利息	175,938 ★	
(3) 非課税売上高		
受取利息 9,827 + 雑収入 5,112,000 = 5,121,827		
(4) 課税売上割合		
	$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{79,407,450}{84,529,277} = 0.9373\cdots < 95\%$	
∴ 按分計算が必要	割合	円
		★ 79,407,450
		84,529,277

[控除対象仕入税額]

計	算	過	程	(単位：円)
(1) 区分経理及び税額				
① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの				
イ 課税仕入れ				
(a) 標準税率				
材料商品 (6,325,498+286,319) + 通勤手当 929,520 + 広告宣伝 52,910 + 接待交際 254,239				
+ 通信費 (1,069,384-486,961) + 水道光熱 2,569,733 + 消耗品 (456,008-92,387)				
+ 賃借料 409,200 + 修繕費 174,020 + 手数料 382,609★ + 地代家賃 (6,270,000+4,435,200)				
+ その他 (327,833+715,178+71,850★) = 24,150,153				
$24,150,153 \times \frac{7.8}{110} = 1,712,465$				
(b) 軽減税率				
材料商品 11,140,138 - 273,456 + 7,617,779 - 6,325,498 + 662,691 + 221,250★				
= 13,042,904				
$13,042,904 \times \frac{6.24}{108} = 753,590 \star$				
(c) 合計				
(a)+(b)=2,466,055				
ロ 課税貨物 15,799				
ハ 仕入返還等				
(a) 標準税率				
$(314,159+19,544) \times \frac{7.8}{110} = 23,662$				
(b) 軽減税率				
$(764,929-24,840+431,981-314,159+69,524) \times \frac{6.24}{108} = 53,585$				
(c) 合計				
(a)+(b)=77,247★				
ニ 引取還付 1,435				
② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの				
水道光熱 4,299,840 - 1,195,634 - 2,569,733 = 534,473				

〔控除対象仕入税額〕（続き）

計 算 過 程	（単位：円）
$534,473 \times \frac{7.8}{110} = 37,898$	
③ 共通して要するもの	
イ 課税仕入れ	
通勤手当 (429,600 + 319,300) + 福利厚生 352,679★ + 広告宣伝 128,634 + 旅費交通 492,873	
+ 接待交際 (1,160,001 - 254,239 - 360,000 - 120,000)★ + 通信費 (486,961 - 9,769)	
+ 水道光熱 1,195,634 + 消耗品 92,387 + 賃借料 607,200★ + 手数料 908,160	
+ 地代家賃 2,963,400 = 8,392,821	
$8,392,821 \times \frac{7.8}{110} = 595,127$	
ロ 特定課税仕入れ	
$319,264 \times 7.8\% = 24,902 \star$	
④ 合計	
イ 課税仕入れ	
(a) 標準税率	
$24,150,153 + 534,473 + 8,392,821 = 33,077,447$	
$33,077,447 \times \frac{7.8}{110} = 2,345,491$	
(b) 軽減税率 753,590	
(c) 合計	
(a) + (b) = 3,099,081	
ロ 特定課税仕入れ 24,902	
ハ 課税貨物 15,799	
ニ 仕入返還等 77,247	
ホ 引取還付 1,435	
(2) 個別対応方式	
$(2,466,055 + 15,799 - 77,247 - 1,435) + (595,127 + 24,902) \times \frac{79,407,450}{84,529,277} = 2,985,631$	
(3) 一括比例配分方式	
$(3,099,081 + 24,902 + 15,799) \times \frac{79,407,450}{84,529,277} - 77,247 \times \frac{79,407,450}{84,529,277} - 1,435 \times \frac{79,407,450}{84,529,277}$	

〔控除対象仕入税額〕(続き)

計 算 過 程		(単位：円)
=2,875,621		
(4) 有利判定		
(2) > (3) ∴ 2,985,242	金額	円
		★ 2,985,631

〔売上げに係る対価の返還等に係る消費税額〕

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率		
$(11,224 + 12,968) \times \frac{7.8}{110} = 1,715$		
(2) 軽減税率		
$(16,741 + 60,061) \times \frac{6.24}{108} = 4,437$		
(3) 合計		
(1)+(2)=6,152	金額	円
		★ 6,152

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

〔差引税額又は控除不足還付税額〕

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 控除税額小計		
2,985,631 + 6,152 = 2,991,783		
(2) 差引税額		
5,935,706 - 2,991,783 = 2,943,923 → 2,943,900 (百円未満切捨)		
	金額	円
		★ 2,943,900

V 中間納付税額の計算

[中間納付税額]

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 1 月中間申告		
	$\frac{3,016,900}{12} = 251,408 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$	
(2) 3 月中間申告		
	$\frac{3,016,900}{12} \times 3 = 754,224 \leq 1,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$	
(3) 6 月中間申告		
	$\frac{3,016,900}{12} \times 6 = 1,508,448 > 240,000 \quad \therefore \text{適用あり}$	
(4) 中間納付税額		
1,508,400 (百円未満切捨)	金額	円 ★ 1,508,400

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

[納付税額又は中間納付還付税額]

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 納付税額		
	$2,943,900 - 1,508,400 = 1,435,500$	
	金額	円 ★ 1,435,500

問2 ◎2点×2箇所=4点、★1点×21箇所=25点

I 納税義務の有無の判定及び簡易課税制度の適用の有無の判定

区 分	計 算 過 程	(単位：円)
納税義務の有無の判定 ◎・無 いずれかに○をつけること	基準期間における課税売上高 $\frac{23,357,012}{10} \times 12 = 28,028,424$	
	28,028,424 > 10,000,000 ∴ 納税義務あり ◎	
簡易課税制度の適用の有無の判定 ◎・無 いずれかに○をつけること	簡易課税制度選択届出書提出済 基準期間における課税売上高 28,028,424 ≤ 50,000,000 ∴ 適用あり	(判定) ◎

II 課税標準額に対する消費税額の計算

[課税標準額]

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率		
売上高 (231,000 + 701,250) + 下取り価額 748,000 + ゴルフ会員権 1,210,000 + 家賃収入 1,518,000 = 4,408,250 $4,408,250 \times \frac{100}{110} = 4,007,500$ ★ → 4,007,000 (千円未満切捨)		
(2) 軽減税率		
売上高 (20,347,200 + 39,571,200 + 2,162,160 + 4,082,400 + 637,200) + 自動販売機 941,520 = 67,741,680 $67,741,680 \times \frac{100}{108} = 62,723,777$ ★ → 62,723,000 (千円未満切捨)		
(3) 合計	金額	円
(1) + (2) = 66,730,000		66,730,000

[課税標準額に対する消費税額]

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率		
4,007,000 × 7.8% = 312,546 ★		
(2) 軽減税率		
62,723,000 × 6.24% = 3,913,915 ★		
(3) 合計	金額	円
(1) + (2) = 4,226,461		4,226,461

Ⅲ 貸倒回収に係る消費税額

計 算 過 程		(単位：円)
$320,760 \times \frac{6.24}{108} = 18,532$		
金額	★ 18,532	円

Ⅳ 仕入れに係る消費税額の計算等

[控除対象仕入税額]

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 業種別課税売上高		
① 第一種事業		
イ 標準税率		
$231,000 \times \frac{100}{110} = 210,000$		
ロ 軽減税率		
(a) $2,162,160 \times \frac{100}{108} = 2,002,000$		
(b) $33,480 - 33,480 \times \frac{6.24}{108} \times \frac{80}{62.4} = 31,001$		
(c) (a) - (b) = 1,970,000		
ハ 合計		
イ + ロ = 2,180,999 ★		
② 第二種事業		
イ 標準税率		
(a) $701,250 \times \frac{100}{110} = 637,500$		
(b) $16,720 - 16,720 \times \frac{7.8}{110} \times \frac{100}{78} = 15,201$		
(c) (a) - (b) = 622,299		
ロ 軽減税率		
$4,082,400 + 941,520 = 5,023,920$		
$5,023,920 \times \frac{100}{108} = 4,651,777$		

計 算 過 程	(単位：円)
ハ 合計	
イ + ロ =	5,274,076 ★
③ 第三種事業	
イ 軽減税率	
(a)	$20,347,200 + 39,571,200 + 637,200 = 60,555,600$
	$60,555,600 \times \frac{100}{108} = 56,070,000$
(b)	$545,400 + 205,200 = 750,600$
	$750,600 - 750,600 \times \frac{6.24}{108} \times \frac{80}{62.4} = 695,000$
(c)	(a) - (b) = 55,375,000 ★
④ 第四種事業	
イ 標準税率	
	$748,000 + 1,210,000 = 1,958,000$
	$1,958,000 \times \frac{100}{110} = 1,780,000$ ★
⑤ 第六種事業	
イ 標準税率	
	$1,518,000 \times \frac{100}{110} = 1,380,000$ ★
⑥ 合計	
	① + ② + ③ + ④ + ⑤ = 65,990,075
(2) 業種別消費税額	
① 第一種事業	
イ 標準税率	
	$231,000 \times \frac{7.8}{110} = 16,380$
ロ 軽減税率	
(a)	$2,162,160 \times \frac{6.24}{108} = 124,924$
(b)	$33,480 \times \frac{6.24}{108} = 1,934$
(c)	(a) - (b) = 122,990

[控除対象仕入税額] (続き)

計 算 過 程	(単位：円)
② 第二種事業	
イ 標準税率	
(a) $701,250 \times \frac{7.8}{110} = 49,725$	
(b) $16,720 \times \frac{7.8}{110} = 1,185$	
(c) $(a) - (b) = 48,540$	
ロ 軽減税率	
$5,023,920 \times \frac{6.24}{108} = 290,270$	
③ 第三種事業	
イ 軽減税率	
(a) $60,555,600 \times \frac{6.24}{108} = 3,498,768$	
(b) $750,600 \times \frac{6.24}{108} = 43,368$	
(c) $(a) - (b) = 3,455,400$	
④ 第四種事業	
イ 標準税率	
$1,958,000 \times \frac{7.8}{110} = 138,840$	
⑤ 第六種事業	
イ 標準税率	
$1,518,000 \times \frac{7.8}{110} = 107,640$	
⑥ 合計	
イ 標準税率	
$16,380 + 48,540 + 138,840 + 107,640 = 311,400$	
ロ 軽減税率	
$122,990 + 290,270 + 3,455,400 = 3,868,660$	
(3) 控除対象仕入れ税額	
① 基礎税額	

〔控除対象仕入税額〕(続き)

計 算 過 程	(単位：円)
イ 標準税率	
	$312,546 - 1,185 = 311,361$
ロ 軽減税率	
	$3,913,915 + 18,532 - 45,302 = 3,887,145$
② 原則法	
イ 標準税率	
	$311,361 \times \frac{16,380 \times 90\% + 48,540 \times 80\% + 138,840 \times 60\% + 107,640 \times 40\%}{311,400} = 179,911$
ロ 軽減税率	
	$3,887,145 \times \frac{122,990 \times 90\% + 290,270 \times 80\% + 3,455,400 \times 70\%}{3,868,660} = 2,774,882$
ロ 合計	
	イ + ロ = 2,954,793 ★
③ 特例 (第三種事業)	
イ 判定	
	$\frac{55,375,000}{65,990,075} = 0.8391 \dots \geq 75\% \quad \therefore \text{適用} \star$
ロ 控除対象仕入税額	
(a) 標準税率	$311,361 \times 70\% = 217,952$
(b) 軽減税率	$3,887,145 \times 70\% = 2,721,001$
(c) 合計	(a) + (b) = 2,938,953 ★
④ 特例 (第一種事業、第三種事業)	
イ 判定	
	$\frac{2,180,999 + 55,375,000}{65,990,075} = 0.8721 \dots \geq 75\% \quad \therefore \text{適用} \star$
ロ 控除対象仕入税額	
(a) 標準税率	
	$311,361 \times \frac{16,380 \times 90\% + (311,400 - 16,380) \times 70\%}{311,400} = 221,228$
(b) 軽減税率	
	$3,887,145 \times \frac{122,990 \times 90\% + (3,868,660 - 122,990) \times 70\%}{3,868,660} = 2,745,717$

〔控除対象仕入税額〕（続き）

計 算 過 程	(単位：円)
(c) 合計 $(a) + (b) = 2,966,945 \star$	
⑤ 特例（第二種事業、第三種事業）	
イ 判定 $\frac{5,274,076 + 55,375,000}{65,990,075} = 0.9190\cdots \geq 75\% \quad \therefore \text{適用} \star$	
ロ 控除対象仕入税額	
(a) 標準税率 $311,361 \times \frac{48,540 \times 80\% + (311,400 - 48,540) \times 70\%}{311,400} = 222,806$	
(b) 軽減税率 $3,887,145 \times \frac{290,270 \times 80\% + (3,868,660 - 290,270) \times 70\%}{3,868,660} = 2,750,167$	
(c) 合計 $(a) + (b) = 2,972,973$	
⑥ 特例（第三種事業、第四種事業）、特例（第三種事業、第六種事業） 他の選択よりも納税者にとって不利な計算となるため省略	
⑦ 有利判定 $⑤ > ④ > ② > ③ \quad \therefore 2,972,973$	
金額	円 $\star 2,972,973$

〔売上げに係る対価の返還等に係る消費税額〕

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 標準税率 $16,720 \times \frac{7.8}{110} = 1,185$	
(2) 軽減税率 $(33,480 + 545,400 + 205,200) \times \frac{6.24}{108} = 45,302$	
(3) 合計 $(1) + (2) = 46,487$	
金額	円 $\star 46,487$

〔貸倒れに係る消費税額〕

計 算 過 程		(単位：円)
$421,200 \times \frac{6.24}{108} = 24,336$		
金額	円	
	★ 24,336	

〔控除税額小計〕

計 算 過 程		(単位：円)
$2,972,973 + 46,487 + 24,336 = 3,043,796$		
金額	円	
	3,043,796	

V 差引税額又は控除不足還付税額の計算

〔差引税額又は控除不足還付税額〕

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 差引税額		
$4,226,461 + 18,532 - 3,043,796 = 1,201,197 \rightarrow 1,201,100$ (百円未満切捨)		
金額	円	
	★ 1,201,100	

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

〔納付税額又は中間納付還付税額〕

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 納付税額		
$1,201,100 - 290,200 = 910,900$		
金額	円	
	★ 910,900	

【講評】

〔第一問 問1〕

問1では、特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除と価格の表示という個別問題が2題出題されていました。

特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除の規定については正確な解答が要求されると思いますが、問題文の指示に合わせながら計算問題で解答している内容を自分の言葉で解答していても部分点は獲得できると思われます。

しかし、価格の表示については、殆どの受験生が対応できていないと思いますので、この問題で合否を分けることはないと思いますが、問題文の例示については「総額表示の義務がある」又は「総額表示の義務がない」のコメントは必要であると思われます。

以上より第一問問1では、11点前後の得点が合否ラインになると思われます。

〔第一問 問2〕

問2では、事例問題5題について消費税法の適用関係を説明する問題でした。なお、各問の答案用紙がA4用紙1枚の半分となっていたことから普段計算問題で判断している内容を文章化するだけで良いと思われます。

5題のうち(1)から(4)については通常計算問題として出題されている問題内容であったことからこの(1)から(4)を解答し得点の積み上げが出来ているかどうかポイントになると思われます。特に(3)の問題は的中答練第5回に出題した問題と同じ問題であったことから正答して頂きたい問題です。

以上より第一問問2では、20点前後の得点が合否ラインになると思われます。

〔第二問 問1〕

納税義務の判定において事後設立を絡めた分割等があった場合の納税義務の免除の特例が出題されましたが、令和3年7月1日が分割等があった日となることが読み取れたかどうかポイントとなります。

また、飲食店業の問題であったことから問題文から標準税率適用取引、軽減税率適用取引かが正確に読み取りできたかどうかポイントとなります。

以上より第二問問1では、18点前後の得点が合否ラインになると思われます。

〔第二問 問2〕

標準税率の取引及び軽減税率の取引を絡めた簡易課税制度の総合計算問題の出題でした。したがって、標準税率、軽減税率ごとに取引を区分しながらみなし仕入れ率の計算ができたかどうかポイントとなります。また、みなし仕入れ率の特例では「第二種事業と第三種事業」の組み合わせを採用することが判定できた方は高得点が獲得できていると思われます。

以上より第二問問2では、11点前後の得点が合否ラインになると思われます。

〔全体について〕

今回の試験問題は、第二問のボリュームが圧倒的に多いことから第一問で得点を積み上げ、その上に第二問の部分点を加算して合格ラインまでもって行く問題と思われます。また、第一問については問2でどこまで得点の積み上げが出来ているかが合否を分けことになると思われます。

ボーダーラインについては、60点前後と予想されます。

第73回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第72回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第73回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、試験翌週より令和5年度(第73回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをYouTubeで無料配信します。来年度の税理士試験に向け、ぜひご覧下さい。

第73回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

【無料説明会】

各科目の概要やWEB講座の特長・学習スタイルなどを生配信でお伝えします(国税徴収法は録画配信のみとなります)。リアルタイムでご覧の場合、YouTubeのチャット機能を通じた先生への相談も可能です。

科目	配信日程
簿記論・財務諸表論	8月9日(火)19:30~
消費税法	8月10日(水)19:30~
法人税法	8月9日(火)19:30~
相続税法	8月12日(金)19:30~
国税徴収法	8月28日(金)公開予定

【開講オリエンテーション】

開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。WEB講座の受講の参考にして頂くよう、受講生に向けたオリエンテーションの様子を収録し、YouTubeにて公開いたします。

科目	配信日程
簿記論・財務諸表論	8月30日(火)公開予定
消費税法	9月1日(水)公開予定
法人税法	9月2日(木)公開予定
相続税法	9月5日(月)公開予定
国税徴収法	9月5日(月)公開予定

【無料体験講義】

各科目の初回OUTPUT講義の様子も、YouTubeで公開します。ぜひ、実際の講義を体験してみてください。

科目	配信日程
簿記論	9月6日(木)公開予定
財務諸表論	9月9日(金)公開予定
消費税法	9月12日(月)公開予定
法人税法	9月12日(月)公開予定
相続税法	9月12日(月)公開予定
国税徴収法	9月22日(木)公開予定



★オンラインでどこでも学習OK

インターネットに繋がる環境があれば、自宅にいな
がら実力派講師の講義が受けられます。

★後からでも、何度でも受講OK

講義はすべて録画しているため、受講期間内
であれば、後から好きな時に繰り返し見直せます。

★スマホ・タブレットにダウンロードOK

モバイル端末に講義をダウンロードすれば、通信
料を気にせず、外出先でも学習できます。

資料請求は
こちら



詳細はネットスクールホームページ

をご覧ください

<https://www.net-school.co.jp/> または『ネットスクール』で検索!